

パブリックコメントの結果について

募集期間：平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

応募件数：2 件

○団体及び市民の方から延べ 8 件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	検討	反映困難	その他	合計
5 件	3 件	0 件	0 件	8 件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	メールによる投稿	市内に事務所等を有する人または団体等	<p>●原案3ページ、「4 自殺対策の基本方針」の「2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「① 様々な分野の生きる支援との連携を強化する」について自殺総合対策大綱及びいのち支える青森県自殺対策計画においては、自殺の要因となり得るものとして「生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等」という例が明記されています。様々な課題の中でこれらが例として基本方針の中に明示されたことは、読み手に意識してもらう必要が現段階ではあったからではないでしょうか。性的マイノリティについていえば、未だにおかしなものとして捉えられることがしばしばあり、その偏見が生きることの障害要因に繋がっています。偏見をなくしていくために、市の基本方針の中にも具体的な例として盛り込んでいただきたいと思います。</p>	<p>○ご意見を踏まえ基本方針の中に要因の具体例として盛り込み自殺対策における社会的課題を明確にします。</p>

		<p>●原案 23 ページ「重点施策Ⅰ 子ども・若者対策」について</p> <p>特に子ども・若者の自殺の背景には、自尊心の低さが関係していると感じています。自分を大切に思えないときは、SOSすら出せません。違いにかかわらず誰もが大切にされるべき存在であることを子ども達が理解し、また一人ひとりの自尊心を育むために、男女共同参画の担当課とも連携した子ども・若者に対する事業や支援のあり方についても、是非検討してほしいと思います。</p> <p>●原案 24 ページ「重点施策Ⅱ 生活困窮者・無職者・失業者対策」について</p> <p>生活困窮の背景として複数の問題について具体的に例示されていますが、ここで初めて「性的マイノリティ」という言葉が出てきます。しかし、性的マイノリティであることが自殺の要因となりうることが原案の中では明示されていないため、何故そのことにより生活困窮者の自殺リスクが高まるのかが読み手に伝わりにくいと感じます。前述の基本方針の中で、自殺の要因となりうる具体例として触れていただきたいと思います。</p>	<p>○一人ひとりの自尊心を育み、違いにかかわらず、誰もが大切にされるべき存在であることを子ども達が理解するための事業や、支援方法について男女共同参画の担当課をはじめ関係機関と検討してまいります。</p> <p>○基本方針に記述することについては、前述のとおりです。</p> <p>「生活困窮は～」については、ご指摘のとおり文言を修正いたします。</p>
--	--	---	---

			<p>また、「生活困窮は経済的な困窮にとどまらず」の一文は、主語を「生活困窮者は」とした方がわかりやすいように思います。</p> <p>●原案 27 ページ以降「第 4 章 弘前市生きる支援事業一覧」及び原案 51 ページ以降「第 6 章 資料編」について性的指向や性自認に関して身近で相談できる窓口を見つけることは、前述の偏見もあり当事者や保護者にとって未だ困難な状況です。一覧には性的指向や性自認に関する相談機関は記載されていませんが、子どもの悩み相談やこころの健康相談等、相談可能な窓口があれば是非明記してください。</p> <p>また、いのち支える青森県自殺対策計画においては生きる支援関連施策の性的マイノリティへの支援の充実として、よりそいホットラインの周知について記載されています。</p> <p>性的指向や性自認に関する相談機関として資料編への掲載もご検討ください。</p>	<p>○県内の相談機関一覧は、当課で把握し、掲載可能な機関を載せています。よりそいホットラインについては掲載しておりますが、相談内容について性的指向や性自認に関する相談を明記していませんでした。相談内容に追記いたします。</p>
--	--	--	--	--

2	メールによる投稿	市内に住 所を有す る人、市 内に勤務 する人、 市に対し て納税義 務 がある 人、また は寄附を 行う人	<p>P27からの事業案についてコメントします。</p> <p>●タイトルと担当は細かく分かれています、相談業務の後、誰がどのように動いて自殺の対策あるいは予防や事後の対処がなされるのか、具体的に示されていません。若年の自殺予防には小中学校の教育現場での保健指導（うつ病対策）や相談を受けた場合の対応など、医療機関につながるだけでなく具体的な自殺予防対策の提示を希望します。</p> <p>20代の自殺対策についても同様に、若者たちが相談できる場を増やしていくことと、適切に対応できて、必要時に医療や問題の解決につなげる力のある支援者を増やしていく必要があります。</p> <p>●妊産婦の自殺対策について相談以外の事業はありませんが、医療機関でのフォローは数カ月で終了します。うつ病や自殺のリスクを抱えた母親の自殺予防についての具体的な方策を追加することを希望します。具体的には、健診などでリスクのある母親には子育ての相談だけでなく、お母さんのメンタルに焦点を当ててうつのフォローするなど柔軟な対応をご検討いただきたいです。</p>	<p>○本計画では、自殺対策の基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにすることとしています。また、相談を受けた人が、必要な相談場所へつなげることができるよう支援一覧を作成しております。</p> <p>小中学校の教育現場での相談対応や20代の自殺対策等につきましては、関係機関との連携・協力を得ながら実効性のある取組を展開してまいりたいと考えております。</p> <p>○妊婦については、母子健康手帳交付時に妊婦本人へのアンケートの実施や青森県妊産婦情報共有システムの連絡票等により、高リスクの方については、本人や家族、場合によっては主治医と連絡し、出産まで支援を行っております。また、産後の訪問時にもアンケートを実施し、産後うつの状況等について確認し、</p>
---	----------	---	---	--

			<p>●市内でも重大事案が生じた際の緊急支援体制は整備されていないと聞きます。青森市の教訓をもとに、非常時に備える体制づくりを早急に進めていただきたいと思います。</p>	<p>高リスクの方には継続支援を行っております。今後、妊産婦の自殺対策については、関係機関等と協議してまいります。</p> <p>○緊急支援体制の整備につきましては、今後関係機関と協議してまいります。</p>
--	--	--	---	--